

令和4年 第5回
士幌町議会臨時会

説明資料

補正予算

令和4年5月12日

令和4年度当初予算全会計総括表（肉付け予算分）

（単位：千円、％）

会計区分	当初	肉付け	令和4年度計	令和3年度	増減	伸率	構成比
一般会計	6,787,000	664,103	7,451,103	7,155,000	296,103	4.1	74.2
国保会計	1,040,864	0	1,040,864	1,045,056	△4,192	△0.4	0.0
後期高齢者会計	109,957	0	109,957	107,590	2,367	2.2	0.0
介護会計	734,972	600	735,572	757,782	△22,210	△2.9	0.1
介護サービス会計	538,025	28,050	566,075	605,244	△39,169	△6.5	3.1
簡水会計	265,045	37,000	302,045	280,125	21,920	7.8	4.1
下水会計	222,129	3,800	225,929	208,541	17,388	8.3	0.4
病院会計	1,061,815	161,700	1,223,515	1,040,008	183,507	17.6	18.1
収益的	953,851	0	953,851	920,913	32,938	3.6	0.0
資本的	107,964	161,700	269,664	119,095	150,569	126.4	18.1
合計	10,759,807	895,253	11,655,060	11,199,346	455,714	4.1	100

＜主要事業の概要＞

① 新型コロナウイルス対策

単位：千円

(1) 新型コロナワクチン接種事業	770		
・健康管理システム改修委託料	770	新型コロナワクチン4回目以降接種対応システム改修	保健福祉課
(2) 商工業・観光振興	52,500		
・商品券発行助成事業	29,000	プレミアム商品券発行に対する助成(発行額拡大)	産業振興課
・第三者認証取得促進給付金	500	道飲食店感染防止対策認証取得店舗に対する給付金	産業振興課
・事業復活応援支援金	12,000	商工業事業者支援策(一昨年比売上減に対する支援)	産業振興課
・飲食店専用クーポン券発行事業助成金	4,000	飲食店専用クーポン券発行事業	産業振興課
・観光拠点施設雇用継続支援金	7,000	町内観光拠点施設支援策(一昨年比売上減に対する支援)	産業振興課
合 計	53,270		

② 生活関連施策

(1) 水道施設(簡易水道施設整備事業)	37,000	水道管敷設工事	建設課
(2) 下水施設(公共下水道事業)	3,800	管路台帳整備	建設課
(3) 町道整備	96,700	交付金道路、地方道路、単独事業	建設課
(4) 住宅施設	2,800	町営住宅塗装工事	建設課
合 計	140,300		

③ 産業振興・雇用・労働

(1) 農業基盤整備	93,500		
・土地改良事業	31,000	明渠排水工事、調査設計、補償費	建設課
・農道整備事業の実施	62,500	農道整備	建設課
(2) 農業・農村・林業振興	8,400		
・農業振興対策本部助成金	400	牛乳消費拡大事業を増	産業振興課
・鳥獣被害防止対策協議会負担金	8,000	鳥獣防止対策(移動式侵入防止柵補助)	産業振興課
(3) 商工業・観光振興	17,682		
・プラザ緑風再整備プラン策定委託料	1,000	プラザ緑風再整備プラン策定委託料	産業振興課
・ピア21しほろ公園整備基本計画策定委託料	5,500	ピア21しほろ公園整備基本計画策定委託料	産業振興課
・プラザ緑風温水ボイラー保守点検整備委託料	550	温水ボイラー保守点検整備	産業振興課
・観光施設設備改修工事(ピア・緑風・ヌブカ)	5,632	3観光施設の施設設備改修工事	産業振興課
・観光振興費_施設備品購入費	5,000	ピア21しほろ(非接触型レジ、コンベクション)、ヌブカ備品	産業振興課
合 計	119,582		

④ 教育・スポーツ振興

(1) 学校教育	48,598		
・外国語指導助手派遣業務委託料	4,538	現行JETプログラムから民間ALT派遣へ移行	教育課
・学校ICT機器保守管理業務委託料	2,700	町立小・中学校ICT機器保守管理業務	教育課
・スクールバス購入費	25,960	スクールバス購入費(朝陽線)	教育課
・学校施設設備改修工事(小学校)	4,900	上居辺(屋根防水・採光窓)、中土幌(体育館・保健室)	教育課
・学校施設設備改修工事(中学校)	10,500	校舎屋根防水工事、放送設備工事	教育課
(2) 社会教育・保健体育	3,000		
・青年会館解体工事	3,000	青年会館解体工事	教育課
(3) 高等学校の充実	23,767		
・学校施設設備改修工事(高等学校)	12,600	校舎屋上防水工事、放送設備工事	高等学校
・ICT教育機器の更新事業	1,015	学習用iPad購入費、初期設定委託料	高等学校
・牛舎バルククーラー製造設置委託料	4,180	牛舎バルククーラー製造設置委託料(小容量化)	高等学校
・土幌高校実習場屋根塗装工事	1,589	土幌高校実習場屋根塗装工事	高等学校
・農業先進技術活用学習機器購入	2,483	トラクター後付け用GPS、作物生育調査用ドローン	高等学校
・食品加工施設費_照明器具賃借料	1,000	LEDリース(食品加工施設)	高等学校
・食品加工施設費_備品購入費	900	ふるさと納税用アイス保存用冷凍庫(食品加工施設)	高等学校
合 計	75,365		

＜主要事業の概要＞

⑤ 福祉・保健・子育て

(1)高齢者・障がい者福祉	30,685		
・介護従事者就業支援等補助金	1,200	人材確保事業として就業支援金・住宅準備支援金	保健福祉課
・福祉医療システム改修委託料	715	福祉医療システム改修	保健福祉課
・障がい者コミュニケーション指導委託料	120	家族含め点字習得や介護技術の指導機会の提供	保健福祉課
・まる元運動教室交通支援業務委託料	600	まる元運動教室への送迎車運行	保健福祉課
・介護サービス会計施設整備費出金	28,050	入居者居室エアコン更新整備ほか	保健福祉課
(2)保健・予防・衛生事業	164,000		
・リサイクルセンター屋根塗装工事	2,300	リサイクルセンター(中央棟屋根塗装ほか)	町民課
・国保病院ボイラー改修	161,700	ボイラー、暖房設備等改修工事	病院
(3)子育て支援事業	23,922		
・こども園屋根塗装工事	5,585	幼稚園施設の屋根塗装工事	子ども課
・子育て支援推進費備品購入費	1,375	視力検査用スポットビジョンスクリーナー購入費(1/2補助あり)	保健福祉課
・在宅子育て世帯応援事業	1,800	子育て負担の大きい未満児家庭支援(在宅子育て世帯対象)	子ども課
・乳幼児等医療費助成拡大事業	7,612	医療費無料化を高校卒業まで拡充(システム改修・扶助費増)	保健福祉課
・発達相談センター施設改修工事	3,600	暖房設備、給湯設備、トイレ、コンセント	こども発達相談センター
・学校給食システム栄養管理ソフト導入委託料	550	栄養管理システム更新	学校給食センター
・学校給食センター調理室改修等工事	3,400	床工事2か年計画のうち1年目	学校給食センター
合 計	218,607		

⑥ その他

(1)協働のまちづくり事業(パートナーシップ事業)	1,000		
・パートナーシップ事業助成	1,000	自主防災組織活動助成を追加	総務企画課
(2)その他	223,239		
・新個人情報保護制度対応支援業務委託料	3,740	個人情報保護法の改正、デジタルDX推進に対する整備	総務企画課
・地方公務員の定年延長新制度支援業務委託料	1,298	新制度実施に向けた業務整備	総務企画課
・屋外トイレ給水工事	2,100	役場前庭トイレ給水工事	総務企画課
・町公式LINE委託料	3,621	町公式LINE実施に伴う委託業務	総務企画課
・記録映像制作委託料	585	イベント等の記録映像制作委託	総務企画課
・土地購入費(市街地空洞化対策事業用地)	3,800	市街地空洞化対策事業用地購入	総務企画課
・機械器具購入費(ドライブレコーダー)	1,300	公用車ドライブレコーダー設置2か年のうち1年目	総務企画課
・遊水公園桜剪定業務委託料	496	エゾヤマザクラ剪定(枝処理・鳥居支柱撤去など)	総務企画課
・空き家空き地情報調査業務委託料	4,000	空家等対策計画 中間見直しに係る調査業務	総務企画課
・中土幌太陽光発電所機器更新等工事	4,000	機器更新及び点検整備.3か年のうち2年目	産業振興課
・ふるさと納税感謝特典事業	163,515	寄附額見込み4億に増額に伴う経費分	総務企画課
・再エネ導入目標策定事業支援業務委託料	10,000	ゼロカーボン宣言に伴う再エネ導入目標設定策定業務	総務企画課
・プログラム変更委託料(給与システム等)	3,164	会計年度職員共済改正に係るシステム改修	総務企画課
・情報システム整備委託料	6,160	各施設光回線整備、グループウェア機器更新ほか	総務企画課
・交通公園プラットホーム改築工事	9,360	老朽化に伴うプラットホーム改修工事	総務企画課
・高齢者等移動支援事業助成(拡充)	800	免許返納促進支援(初回のみ6往復分追加)	総務企画課
・防災ガイドブック更新委託料	1,300	防災ガイドブック更新	総務企画課
・記念事業企画委託料	4,000	開町100周年事業未実施企画	総務企画課
合 計	224,239		

一般会計概要（歳入）

（単位：千円、％）

款別	当初	肉付け	令和4年度計	令和3年度	増減	伸率
町税	1,098,363		1,098,363	1,054,172	44,191	4.2
地方譲与税	172,159		172,159	165,922	6,237	3.8
利子割交付金	800		800	800	0	0.0
配当割交付金	2,000		2,000	2,000	0	0.0
株式等譲渡所得割交付金	1,000		1,000	1,000	0	0.0
法人事業税交付金	10,000		10,000	4,500	5,500	122.2
地方消費税交付金	135,000		135,000	130,000	5,000	3.8
環境性能割交付金	11,000		11,000	11,000	0	0.0
地方特例交付金	1,000		1,000	6,000	△ 5,000	△ 83.3
地方交付税	2,800,000		2,800,000	2,630,000	170,000	6.5
交通安全対策特別交付金	1,400		1,400	1,300	100	7.7
分担金及び負担金	94,803		94,803	83,149	11,654	14.0
使用料及び手数料	118,766		118,766	120,413	△ 1,647	△ 1.4
国庫支出金	485,786	50,062	535,848	548,031	△ 12,183	△ 2.2
道支出金	376,343	4,000	380,343	369,032	11,311	3.1
財産収入	128,662		128,662	126,543	2,119	1.7
寄附金	250,002	150,000	400,002	251,001	149,001	59.4
繰入金	410,997	274,000	684,997	719,966	△ 34,969	△ 4.9
繰越金	20,000	51,250	71,250	20,000	51,250	256.3
諸収入	445,119	11,491	456,610	434,371	22,239	5.1
町債	223,800	123,300	347,100	475,800	△ 128,700	△ 27.0
計	6,787,000	664,103	7,451,103	7,155,000	296,103	4.1

一般会計概要（歳出）

（単位：千円、％）

款別	当初	肉付け	令和4年度計	令和3年度	増減	伸率
議会費	80,797	0	80,797	81,486	△ 689	△ 0.8
総務費	989,174	224,239	1,213,413	955,409	258,004	27.0
民生費	1,400,032	50,132	1,450,164	1,505,028	△ 54,864	△ 3.6
衛生費	773,677	40,070	813,747	805,167	8,580	1.1
労働費	23,562	0	23,562	27,194	△ 3,632	△ 13.4
農林業費	671,178	101,900	773,078	936,553	△ 163,475	△ 17.5
商工費	167,145	70,182	237,327	243,346	△ 6,019	△ 2.5
土木費	670,241	103,300	773,541	605,568	167,973	27.7
消防費	204,267	0	204,267	182,247	22,020	12.1
教育費	1,036,807	74,280	1,111,087	1,050,459	60,628	5.8
公債費	760,020	0	760,020	752,443	7,577	1.0
諸支出金	100	0	100	100	0	0.0
予備費	10,000	0	10,000	10,000	0	0.0
計	6,787,000	664,103	7,451,103	7,155,000	296,103	4.1

※その他

- ・ まる元運動教室交通支援業務委託料 600（介護保険事業特別会計）
- ・ 設備更新工事（エアコンほか） 28,050（介護サービス事業特別会計）
- ・ 簡易水道施設整備事業 37,000（簡易水道事業特別会計）
- ・ 公共下水道事業 3,800（公共下水道事業特別会計）
- ・ 国保病院ボイラー改修 161,700（国民健康保険病院事業会計）

『町公式LINE委託料』

町公式LINEを開設し、年代やニーズに応じた必要な情報を配信するとともに、住民から町への情報提供など双向のコミュニケーションの手段として活用し、情報発信の強化、住民の利便性向上を図ります。

【概要】LINEは、国内登録者数約9,000万人と利用率がもともと高く、幅広い年齢層で利用されているSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）であり、生活インフラとして定着しています。

いつでも申請・届出・問合せ＝持ち運べる役場 を目指す（将来像）

申請・手続きや情報収集をはじめとした、住民の方々にとって必要な行政サービスを役場に足を運ぶことなく、町公式LINEアカウントを通じて、スマートフォンなどから利用することで町民の利便性向上につなげていきます。

LINEの主な機能

*セグメント配信機能

欲しい情報を選択してもらうことで、選択した項目に応じて情報を発信することができ、他のSNSにはない情報発信が可能

*戸籍・福祉・教育など住民向けサービスの各種申請・届出の受付

*質問にAIが24時間自動応答（チャットボットが自動応答）

*ごみ分別（分別の問い合わせ、収集日の自動通知）

*通報（道路や公園遊具の破損、ヒグマの目撃情報を住民からの通報で受付）

*防災（防災メールとの連携や災害時の避難行動を配信）

補正予算に3,621千円を計上（導入初期構築費用、月額使用料等）



『再エネ導入目標策定事業』(2050カーボンニュートラルに向けた再エネ導入目標策定)

2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すため、再生可能エネルギーの導入目標や脱炭素社会実現に向けた施策等を明記した「(仮称)土幌町地域再エネ導入計画」を策定します。

【概要】

◇**事業内容**：国が令和3年6月に策定した「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献するため、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取り組みとして、CO2排出量の将来推計や再エネの導入ポテンシャルを踏まえた、地域に適した再エネ設備導入の計画を策定する。

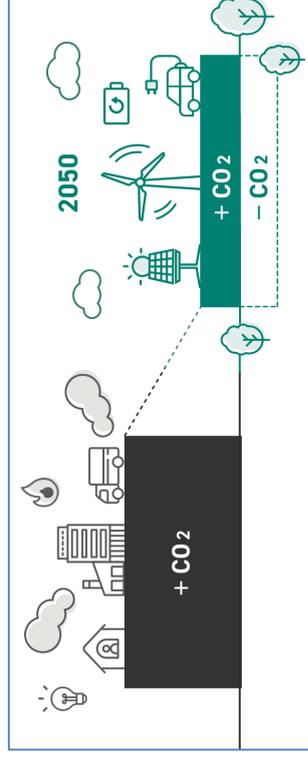
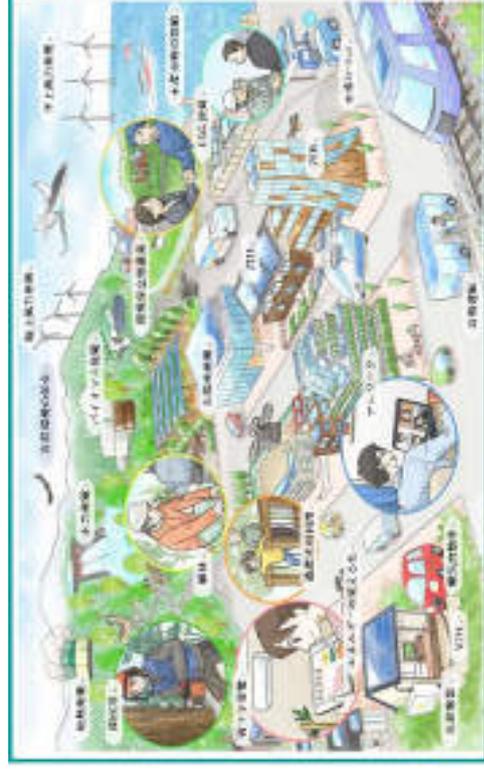
◇**補助金**：地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（環境省）の内、

1. 地域再エネ導入戦略策定支援事業

1-1. 2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業

補助額：事業費の4分の3

◇**事業費**：委託料として10,000千円を計上



『自主防災組織活動助成金』（パートナーシップ事業助成金として助成）

地域における防災活動を積極的に推進することを目的に、自主防災組織に対して助成金を交付します。

【概要】

◇助成対象者：自主防災組織（令和4年4月1日現在 16団体）

◇助成対象経費：①組織経費 ②防災訓練、教育または啓発に係る経費 ③防災資機材の購入経費 など

◇助成額：自主防災組織の規模に応じ、助成対象経費の100%を助成します。

地区内の世帯数	助成金の上限額	団体数 (4/1現在)	補正積算額
30世帯未満	30,000円	3団体	90,000円
30世帯以上100世帯未満	50,000円	8団体	400,000円
100世帯以上	70,000円	5団体	350,000円
		合計	840,000円

※上記合計額に、新規設立団体分を含め1,000千円を計上

◇その他の：役場日より及び防災ガイドブックへの掲載のほか、自主防災組織への個別通知を行い、事業の周知を図ります。



『介護従事者就業支援等補助金』（町内の介護施設等へ新たに就業する方に対する町独自の支援金の補助）

介護サービス事業所や障がい者支援施設などで働く介護従事者は慢性的に不足しており、サービスの質の低下ばかりでなく、働く人の職場環境の悪化にもつながります。町内の介護事業所等に就業する方を対象として、就業支援金と住宅準備支援金を補助し、人材の確保を図ります。

【概要】

◇支給対象者：町内の介護事業所等に就業する介護従事者等（常勤職員）。

→町内に居住し、町内の介護事業所・障がい者支援施設に就業する場合、引越等の住宅準備支援金を補助。さらに1年以上勤務を継続している場合、1年ごとに就業支援金を補助。（ただし、町の直営事業所は除く）

○住宅準備支援金・・・就職の際に住宅を借りた場合に住宅費用を補助

※住宅費用・・・敷金・礼金・仲介費用・運送費用・家賃（2ヶ月分）

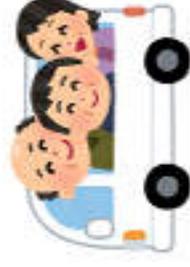
○就業支援金・・・継続して1年間勤務した介護従事者に補助

◇支給額：住宅準備支援金・・・20万円を上限（1回限り）

就業支援金・・・1年ごとに10万円（上限3年間まで）

◇予算計上額：1,200千円を計上

※就業支援金は、令和4年4月採用まで遡って対象とする。



『在宅子育て世帯応援事業』（在宅で子育てをする世帯に対する町独自の支援）

保育施設（認定こども園または保育園（所））を利用せずに、自ら日中家庭で子育てをする世帯に対して、町内で利用できる共通商品券を交付し、在宅子育て世帯への経済的な負担軽減を図ります。

【概要】

◇対象者：町内に在住している世帯の内、以下の(1)～(3)のいずれにも該当する世帯

- 要件(1) 基準日（2月1日）の4ヶ月以上前から町内に在住している
- 要件(2) 年度内に2歳または3歳になる幼児がいる
- 要件(3) 要件(2)の幼児を年度末まで保育施設を利用せずに家庭で子育てをしている

◇交付内容

	要件	交付
①	基準日の9ヶ月前（5月1日）から在住している世帯	共通商品券10万円
②	基準日の4ヶ月前（10月1日）から在住している世帯	共通商品券5万円



本事業の対象者は、現時点で18件程度の世帯を想定し、補正予算に1,800千円を計上

『鳥獣被害防止柵導入助成事業』

＜対策のポイント＞

○有害鳥獣による農林業被害軽減のため、鳥獣被害防止柵の整備に要する経費の一部に対し補助金を交付する。

＜事業目標＞

○農作物被害を及ぼすエゾシカ対策強化（農作物被害額の軽減（令和2年度2,220千円→令和6年度1,554千円）〔令和6年度まで〕）

＜事業の内容＞

士幌町が作成した「士幌町鳥獣被害防止計画」に基づき取組等を総合的に支援します。

○侵入防止柵等への補助

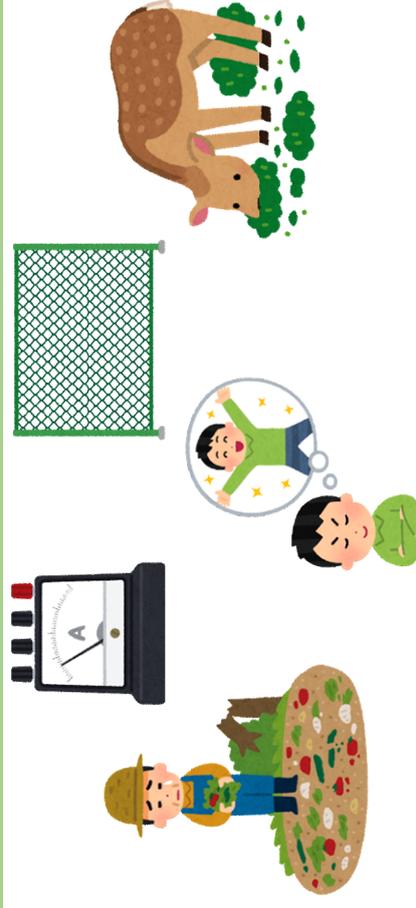
- ①購入費の3分の2を補助
- ②上限額は200千円×40戸（予定）＝8,000千円を計上
- ③町内に住所を有する農地所有者又は耕作者

＜事業の流れ＞



侵入防止柵等（輪作体系で移動が可能）の設置

＜事業のイメージ＞



※なお、負担金は、町が全額（8,000千円）協議会へ概算払し、交付実績に基づき精算する（交付額確定後に負担金の1/2をJA→町へ）

『しほろ生活応援プレミアム商品券』 20%割増

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、町内商工業者が売上減少など影響を受けていることから、町内経済を回復させるために“割増率20%”の「しほろ生活応援プレミアム商品券」を発行し、消費の喚起、地元購買力の向上を図ります。

【概要】

1セット販売価格10,000円につき、×12枚=12,000円分の商品券を販売



☆プレミアム率20%で、1セット2,000円分お得です

それを 年2回販売 します

※直近販売実績	
令和元年 7月	3,963 セット
令和2年 5月	3,000 セット
令和2年 11月	10,000 セット
令和3年 7月	6,667 セット
令和3年 10月	7,283 セット

◇発行総額：84,000,000円（1,000円券×12枚（12,000円分）×7,000セット）

内訳：販売額70,000,000円（1セット：1,000円×10枚）

：割増分14,000,000円（1セット：1,000円×2枚）

◇購入申込：チラシが届いた日

※1人3セットまで購入可

◇購入資格：18歳以上で町内の取扱店でお買い物ができる方

◇事業費：（割増分14,000千円×2回）+事務費1,000千円 = 29,000千円を計上



『第三者認証取得促進給付金』（認証を受けた飲食店に対する給付金の給付）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、飲食店における感染防止対策の実効性を高めるために北海道が行う「北海道飲食店感染防止対策認証制度（第三者認証制度）」による認証を取得し、店舗内の必要な環境整備や適切な感染防止対策を講じる飲食事業者を対象に町独自に給付金を給付し、認証取得の促進を図ります。

【概要】

◇**給付対象者**：北海道飲食店感染防止対策認証（第三者認証）を取得した飲食事業者で、

以下の(1)～(4)のいずれにも該当する事業者

- 要件(1) 町内で飲食店を営む事業者
- 要件(2) 令和4年6月30日までに認証を取得した事業者
- 要件(3) 令和3年度実施の第三者認証取得促進給付金を受給していない事業者
- 要件(4) 支援金の申請日まで事業を営み、受給後も引き続き事業を継続する意思がある事業者

◇**給付額**：1事業者につき一律5万円

☆給付金を受給する事業者は、給付金受給後においても、引き続き店舗における感染防止対策に継続的に努めること

本給付金の給付対象者は、現時点で10件程度の事業者を想定し、補正予算に500千円を計上



『事業復活応援支援金A』(新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への町独自支援)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、売上が回復しない状況に置かれている小規模事業者を支援するため、国の「事業復活支援金」及び道の「まん延防止等重点措置協力支援金」に対して町独自の支援金を上乘せして支援金を給付することにより、事業継続と町内経済活動の回復を図ります。

【概要】

◇**給付対象者**：新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けた事業者で、以下の(1)～(3)のいずれにも該当する事業者

要件(1) 国の「事業復活支援金」または道の「まん延防止等重点措置協力支援金【令和4年1～2月分】、【令和4年2～3月分】および【令和4年3月分】」のいずれかを受給した事業者(上乘せ)

要件(2) 町内で事業を営む小規模事業者

(歯科医、農業者、協同組合、宗教法人、社会福祉法人、任意団体等は除く)

要件(3) 本支援金の申請日まで事業を営み、受給後も引き続き事業を継続する意思がある事業者

国の事業復活支援金の上限額

売上高減少率	個人		法人	
	年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円	年間売上高 1億円超～5億円	年間売上高 5億円超
▲50%以上	100万円	150万円	150万円	250万円
▲30%～50%	30万円	60万円	90万円	150万円

※ 標準月(2020年11月～2021年3月の間で前年度の比に満たない月)を含む事業年度の年間売上高

◇**給付額**：

給付額	加算額
一律 5万円	労働者1人につき5万円 パートタイム労働者1人につき2万円 ※いずれも町内に勤務場所を有し、雇用保険の被保険者である労働者を対象



本支援金は、1事業者につき100万円を上限とする
本支援金の給付対象者は、事業者の受給状況等を勘案し、補正予算に支援金A・B併せて12,000千円を計上

『事業復活応援支援金B』(新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への町独自支援)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国の「事業復活支援金」及び道の「まん延防止等重点措置協力支援金」を受給できなかった小規模事業者についても、売上が回復しない状況に置かれているため、町独自の支援金を給付することにより、事業継続と町内経済活動の回復を図ります。

【概要】

◇**給付対象者**：新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けた事業者で、以下の(1)～(4)のいずれにも該当する事業者

要件(1) 土幌町の「事業復活応援支援金A」を受給していない事業者

要件(2) 次の①または②に該当する事業者

①国の「事業復活支援金」の対象基準である売上減少率が30%以上減少しているが、国の「事業復活支援金」を受給できなかった事業者(横出し)

②令和3年11月から令和4年3月までの合計売上高が平成30年11月から令和3年3月までの間の任意の合計売上高と比較して15%～30%未満減少した事業者(横出し)

要件(3) 町内で事業を営む小規模事業者

(歯科医、農業者、協同組合、宗教法人、社会福祉法人、任意団体等は除く)

要件(4) 本支援金の申請日まで事業を営み、受給後も引き続き事業を継続する意思がある事業者

◇**給付額**：

給付区分	給付額		加算額
	上限	下限	
①合計売上高減少率▲30%以上	30万円	10万円	労働者1人につき5万円
②合計売上高減少率▲20～30%未満	20万円	10万円	パートタイム労働者1人につき2万円
③合計売上高減少率▲15～20%未満	10万円	10万円	※いずれも町内に勤務場所を有し、雇用保険の被保険者である労働者を対象



※上記給付区分①～③の給付額の算出式

「基準期間※1の合計売上高」と「対象期間※2の合計売上高」との差額

給付額 = (基準期間※1の合計売上高) - (対象期間※2の合計売上高)

※1 平成30年11月～平成31年3月、令和元年11月～令和2年3月、令和2年11月～令和3年3月のいずれかの期間

※2 令和3年11月～令和4年3月

本支援金は、1事業者につき100万円を上限額とする

本支援金の給付対象者は、事業者の受給状況等を勘案し、補正予算に支援金A・B併せて12,000千円を計上

『飲食店専用クーポン券発行事業助成金』（飲食店を支援するための助成）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、飲食店利用客の店舗離れにより、飲食店が売上減少など影響を受けていることから、飲食店の利用を促進するため「飲食店専用クーポン券」を発行し、事業継続と町内経済活動の回復を図ります。

【概要】

◇発行総額：4,000,000円（1,000円券×1枚(500円+500円)×4,000枚）

◇発行条件：プレミアム商品券購入者とそれ以外のクーポン券利用希望者

※配布は1人につき1回（1枚）まで

◇配布および利用期間

：プレミアム商品券発行時期と同時期を予定（感染状況等を鑑み実施）

◇利用方法：500円以上のお会計であれば利用可能

◇併用可否：プレミアム商品券との併用可能

プレミアム商品券購入者とそれ以外のクーポン券利用希望者を想定し、
補正予算に4,000千円を計上



見本



『観光拠点施設雇用継続支援金』（町独自の支援金の給付）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、観光需要の減少等に伴う売上減少に見舞われる町内観光拠点施設（ブ
ラザ緑風・ヌプカの里・ピア21しほる）の運営を支援するため、これら施設の運営に携わる事業者を対象に、観光需要
の回復状況に応じた支援金を給付し、観光拠点施設における雇用の継続並びに観光客受入態勢の整備を図ります。

【概要】

◇給付対象施設運営事業者付対象者

：当該施設の指定管理者である法人または当該施設が主たる勤務場所となる労働者を雇用する法人
（当該施設の収益事業に主として携わる法人）

◇給付対象月：令和4年4月から令和4年6月まで（3か月）

◇給付額：令和4年4月から6月までの事業者ごと・月ごとの売上が、

要件(1) 令和元年同月比20%以上50%未満減少した場合、当該事業者が雇用する労働者

の基本給月額 $\frac{1}{4}$ 以内の額（上限50,000円/人）の合計額

要件(2) 令和元年同月比50%以上減少した場合、当該事業者が雇用する労働者

の基本給月額の $\frac{1}{2}$ 以内の額（上限100,000円/人）の合計額

※当該施設を勤務場所とし、雇用保険の被保険者である労働者を対象とする。

☆支援金の給付を受ける事業者は、国の提唱する「新しい生活様式」を実践するほか、やむを得ない事情である場合を除き、雇用の継続
に努めるとともに、観光需要の回復に向けた観光客受入態勢の整備に努めること。

☆事業復活応援支援金との併給を可とする。

3施設の現時点の労働者数を勘案し、1事業者月額200千円～1,500千円程度を3か月間給付することを想定し、
補正予算に7,000千円を計上

1事業者当たりの
給付上限額は、
1,500,000円/月